

議案第1号

石川県能登地域公共交通協議会規約（案）

（目的）

第1条 石川県能登地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化および再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定により、石川県の能登地域における地域公共交通計画の作成および実施に関する協議を行うために設置する。

（事業）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1） 地域公共交通計画の策定および変更に関する協議に関すること。
- （2） 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- （3） 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な調査、分析その他の事業に関すること。

（組織および委員等）

第3条 協議会は、別表1に掲げる者（以下「委員」という。）により構成する。

2 協議会は、前項の委員以外の者または団体にオブザーバーとして参画を求めることができる。

（会長）

第4条 協議会には会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は協議会の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（役員の職務）

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 監事は、協議会の会計を監査する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員が会議に出席できないときは、委員の所属する組織の中から代理者を出席させることができる。

3 会議は、委員および代理者の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

4 会議の議決方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合は多数決とする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員およびオブザーバー以外の者に対して、資料を提出させ、または会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

（部会）

第7条 第2条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて部会を設置することができる。

議案第1号

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、石川県企画振興部交通総合対策監室交通政策課に置く。

3 事務局長は、石川県企画振興部交通総合対策監室交通政策課長をもって充てる。

(財務に関する事項)

第9条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年 月 日から施行する

議案第1号

(別表1)

団体名など
学識経験者（公立小松大学 教授）
石川県 企画振興部 部長
七尾市 副市長
輪島市 副市長
珠洲市 副市長
羽咋市 副市長
志賀町 副町長
宝達志水町 副町長
中能登町 参事兼総務課長
穴水町 副町長
能登町 副町長
国土交通省 北陸信越運輸局交通政策部交通企画課 課長
国土交通省 北陸信越運輸局石川運輸支局 支局長
国土交通省 北陸地方整備局金沢河川国道事務所 所長
国土交通省 北陸地方整備局能登復興事務所 所長
石川県 土木部 道路整備課 課長
石川県 警察本部 交通部 首席参事官
西日本旅客鉄道株式会社金沢支社 地域共生室 室長
のと鉄道株式会社 代表取締役社長
北陸鉄道株式会社 取締役自動車部長
能登島交通株式会社 代表取締役社長
一般社団法人石川県タクシー協会 専務理事
一般社団法人能登半島広域観光協会 理事長
公益財団法人石川県老人クラブ連合会が推薦する者
石川県高等学校PTA連合会が推薦する者
その他（石川県能登地域公共交通協議会会長が推薦する者）

※順不同